

必修制、選択制について

佐々木 享

内 容 目 次

はじめに	2. 選択教科の存在構造
I. 学習指導要領にいう必修制、選択制のしくみと現実の存在形態	(1) 外国語
1. 学習指導要領にいう必修、選択	(2) 外国語以外の選択教科
(1) 必修——誰に対する必修か	3. 選択教科存在の意義
(2) 必修制と選択制との共存	(1) 創設期(1947~1950)
(3) 学習指導要領の規定における選択教科・科目の意義	(2) 1950年代
2. 選択制の存在形態	(3) 1960年代
(1) 必修あるいは選択制の指定——指定するのは学校である	(4) 1970年代
(2) 選択制の教科・科目の履修方式の存在形態	III. 高校における選択制の概要
3. 選択制の多様性——何を選擇させるのか	1. 高校教育課程の構成原理として選択制
(1) 教科・科目の選擇	2. 高校教育課程の構成
(2) コースの選擇	(1) 普通科
(3) 学科の選擇(その1)	(2) 専門学科
(4) 学科の選擇(その2)	(3) 学科ごとにみた高校教育課程の多様性
4. 選択制の存在意味——その必要性	3. 生徒からみた高校教育課程の選択制
5. 性のちがいによる履修内容の区分	4. 高校における選択制の意義と問題
(1) 技術・家庭科およびその前身教科	(1) 広義の選択制
(2) 高校の「家庭一般」	(2) 高校の学科制度と大学との接続関係
II. 中学校における選択制の概要	(3) 狭義の選択制
1. 選択教科の歴史的変遷	(4) 科目選択制の若干の問題
	(5) 習熟度別学級編成
	おわりに

はじめに

中学校、高校における選択制教科・科目の拡大は、近く告示が予定されている次期の学習指導要領改訂の最も重要な特徴の一つとされている。たとえば太田政男は、選択制の拡大による中学校教育の「多様化」に注目し、これは「戦後の『中学校像』を一変させようとするものである」と指摘している¹⁾。ところで、選択制とは何であろうか。最近刊行されたやや大部な『現代教育学事典』(1988年10月、労働旬報社)では、次のように解説されている。

必修教科・選択教科 学校の教科についてすべての生徒が履修する教科と生徒の選擇にまかせ

る教科を設定する場合がある。前者を必修教科、後者を選択教科という。学習指導要領では中学校の必修は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の8教科である。選択教科は、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語および中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科(農業、工業、商業等をふくむ)となっており、第1・2学年は年間105時間、第3学年は140時間割り当ててを標準としている。なお、1993年度実施予定の中学校学習指導要領では、選択履修の幅が拡大され、第3学年では国語、社会、数学、理科も加わることになった(89年3月官報告示予定)。高等学校では教科としての必修

は保健体育で、科目としては国語Ⅰ、現代社会、数学Ⅰ、理科Ⅰ、さらに芸術関係1科目が必修とされ、女子の必修に家庭一般4単位が指定されている。卒業認定が80単位以上となっているので必修30(女子34)単位以外は選択科目である。なお、94年度より実施予定の高等学校学習指導要領では、教科名が社会から地理、公民へ、必修科目も世界史(AまたはB)へ変更、家庭の男女必修などが指定される(89年官報告示予定)。文部省は選択科目をより低学年から、科目も増やして設ける方向を示しているが、国民の基礎的教養をすべての生徒に保障する観点と、生徒の個性、自主的選択力の育成の観点を統一的に追求することが重要である。(鈴木秀一)

→国民の基礎的教養、類型・コース制

「生徒の選択にまかせる教科」が選択制の教科だという冒頭の記述は、事実にそくしていないという意味では、誤りであり、少なくとも極めて不十分な記述だといわなくてはならない。現代の大部分の中学校では、生徒には英語は必修教科であり、これを選択する・しないの自由は与えられていない。また高校では、たしかに学習指導要領の文面にしたがえば、必修教科、科目は鈴木のものだけで、その他の教科・科目は選択制のものである。だが、任意にいずれかの学校を調べてみればわかることだが、高校生にとっては、選択制の科目は極めて僅かなものしかない。鈴木は、学校教育法施行規則や学習指導要領にいう選択教科・科目と、生徒側からみた選択制の教科・科目とを混同しているわけである。この種の混同は、鈴木に限らず、教育学者のなかに少なくない*。

*筆者の調べた限りでは、わが国の教育学辞(事)典類の必修制・選択制の解説は、精粗はあるにせよその趣旨は前記『現代教育学事典』のそれと大同小異である。ただし『教育学大事典』(1978年、第一法規刊)の「必修と選択」(執筆者は安彦忠彦)は、後述の、高校レベルでの学科種別の存在を選択の観点から論じた注目すべき記述をふくんでいる。なお、詳しく出ているかも知れないと思われた岡津守彦監修『教育課程事典——総論編』(1983年、小学館)、同監修『同——各論編』(1983年、同上)に至っては、——驚いたことに——必修、選択をとり立てて説明した項目も見あたらない。

鈴木に限らず少なからぬ研究者がこの種の間違った(あるいは混同した)記述をするのは、教科・科目の「選択」を、観念のなかだけで考えており、その観念

だけで学習指導要領の記述を解釈しようとしているからであり、学習指導要領にいう選択制の教科・科目の現実世界における存在形態を考慮の中にいれていないからだ、と筆者にはおもわれる。筆者も、選択制の教科・科目は生徒側から選び得るかたちで開設されるのが望ましい存在形態だと考えている。しかしそれは理念ではあっても現実ではない。選択制の教科・科目をこの理念にそうかたちで開設するためには種々の条件を整備充実することが必要であり、選択制が理念にそって存在することは現実には稀なのである。

現代日本の教育課程では、後述のように、選択制は極めて複雑、多様なかたちで存在している。しかも選択制は、現代教育(学)の重要なテーマの一つである。重要な意味をふくみ、複雑、多様な形態をもつ選択制を、600字前後で総合的に解説することには、もともと無理があったようにおもう。

本稿では、主として現代日本の教育課程における必修制、選択制のしくみとその存在形態の概略を解説し、あわせて現代における必修制、選択制の若干の論点を解明することとしたい。

I. 学習指導要領にいう必修制、選択制のしくみと現実の存在形態

1. 学習指導要領にいう必修、選択

(1) 必修——誰に対する必修か

現行学習指導要領でいう、必修制の教科・科目には、それが誰に対する必修かという点に着目してみると、①すべての生徒に対する必修、②高校の場合の、特定の学科の生徒に対する必修、③「家庭一般」女子必修のような、特定の性に対する必修、という少なくとも三形態がみられる。

①——小学校のすべての教科、外国語を除く中学校の大部分の教科、高校では、

i) 「国語Ⅰ」、「現代社会」、「数学Ⅰ」、「理科Ⅰ」、「体育」及び「保健」、

ii) 「音楽Ⅰ」、「美術」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうち1科目、がこれである。このような必修を絶対必修と通称することがある。

i) は教科あるいは科目を特定する方式であり、ii) はある教科に属する科目の中から1科目(以上)を指定する方式である。

学習指導要領にいう必修制の大部分は、i) の方式である。中学校では教科が指定されているが、高校では教科が指定されているのは「保健体育」のみで、多くは、「国語」に属する科目の中から「国語Ⅰ」のみを必修とする、というように科目を指定する方式がと

られている。

ii) は、現在の高校の「芸術」で採用されている方式である。(戦後初期の高校では、たとえば理科については物理、化学、生物、地学のうちから1科目を必修させる、という方式がとられていた。)この方式を選択必修とよぶことがある。

②—高校学習指導要領は、「専門教育を主とする学科においては、専門教育に関する各教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、30単位を下らないようにすること」と規定している。どの教科・科目を必修とするかを定めるのは学校であるが、これは学習指導要領の規定に由来する必修である。

③—高校では、「家庭一般」はすべての女子に履修させる、と規定されている。また、教科・科目ではないが、中学校の学習指導要領は「技術・家庭」科については、AからIまでの17領域をしめし、男子にはAからEまでの領域(=いわゆる技術科にあたる内容)から5領域、FからIまでの領域(=いわゆる家庭科にあたる内容)から1領域、女子にはFからIまでの領域から5領域、AからEまでの領域から1領域、をふくむ7以上の領域を選択して履修させること、と規定している。

「家庭一般」、「技術・家庭」にみられる性による必修(のちがい)は、次期改訂では解体されることになっている。

(2) 必修制と選択制との共存

① 同一名称の教科に、必修制のものを選択制のものとが設けられている場合がある。現行学習指導要領では、中学校の音楽、美術、保健体育及び技術・家庭がこれである。今次の改訂では、この方式が国語、社会、数学、理科にも拡張されることになっている。(なお、1958年改訂の中学校の数学にはこの方式がとられていた。)

② 現行の高校学習指導要領は、(絶対)必修と指定した科目についても、「標準単位数」をしめしている。同じ「数学Ⅰ」(標準単位数は4)を5単位、6単位とする学校もあれば3単位としている学校もある。つまり、必修制の科目の単位数に、現実には学校が選択し得る幅があるわけである。

(3) 学習指導要領の規定における選択教科・科目の意義

現実に学校現場に存在する選択制の教科・科目つまり生徒からみえる選択制の教科・科目は、上述したものではなく、当該の学校が選択制と指定したものだけである。生徒に対して、あれこれの科目を必修制あるいは選択制である旨指定するのは、学習指導要領では

なくそれぞれの学校なのである。前記の『教育学事典』等の記述の不備は、この間の事情に全く言及していないことに由来している。

それぞれの学校は、もちろん学習指導要領が必修と定めている教科・科目を選択制にすることはできない。他方学校は、学習指導要領が選択制としている教科・科目の中から一部を選び出して、それを自校・自学科の必修教科・科目とし、ごく一部を自校・自学科の選択制の教科・科目としているのである。

奇妙な言い方かも知れないが、学習指導要領のいう選択教科・科目は、わが国ではその教科・科目を履修しない生徒があってもよい、という意味なのである。

2. 選択制の存在形態

(1) 必修あるいは選択制の指定——指定するのは学校である。

学習指導要領が選択制とした教科・科目のなかから、どれを開講するか、開講した教科・科目のうちどれをその学校としての必修制のものにするか、選択制のものにするか、を指定するのは現実には学校である。換言すれば、学習指導要領が選択制とした教科・科目のうちから、まず第一にどれを選択するかを定める主体は生徒ではなく学校である。学習指導要領に選択制の教科・科目として記載されているものでも、学校が選択つまり開講しない科目を生徒が履修し得ないことはいうまでもない。

一例をあげると、現行の中学校学習指導要領は外国語のほか、音、美、体、技・家の4教科を選択教科としているが、1981年に4教科全部を選択制として開講した学校は29.6%であった²⁾。他方1教科しか開講しなかった学校は同年に48.9%もあった。学習指導要領が選択制としたのに、現実には2教科以上を開講して選択制として機能させた学校は約半数に過ぎなかったのである。他方同年に1教科しか開講しなかった半数近くの学校では、その教科は、生徒からみれば必修制だった可能性が大きい。

(2) 選択制の教科・科目の履修方式の存在形態

学習指導要領にいう選択制の教科・科目を履修させる方式は、現実には、以下の4形態で存在している。すなわち、学校がまず選択(=開講)することを決め、これを

- ① その学校の全生徒に必修とする方式
- ② 一部の生徒(高校のある学科、あるいはあるコース)に必修とする方式
- ③ 他の教科・科目と組み合わせたセットをつくり、そのいずれかを必修とする方式

④ 履修するかしないかを生徒に選択させる方式がそれである。

①—今日の中学校の英語, 高校の普通教育に関する教科・科目の大部分はこの方式によっており, これら教科・科目は生徒からみれば必修である。

②—高校の専門学科の教科・科目の大部分, 及びコース制をとっている高校普通科の一部でこの方式がとられており, これら教科・科目は生徒からみれば必修である。

技術・家庭科で, 男子と女子に別の領域を学ばせる方式もこれにあたるといえよう。

③—今日学校でいわれている選択制なるものの大部分はこの方式である。

④—この方式では, 選択しない生徒にとっては, その科目が開講されている時間帯が空き時間になってしまうので(もっとも, この種の選択科目を複数, 平行して開講すれば空き時間になる生徒は少なくなるが), 時間割編成のうえでは, 1日の最後の時間(いわゆるぶら下がり)にならざるを得ない。1962年までの高校の「一般家庭」(あるいはこれに代わる科目)については, この方式をとる学校が少なくなかった。(もっともこの時期にも, 女子にのみ「一般家庭」を必修とする学校があった。この場合には, いわゆる裏番組の科目を設けてこれを男子に必修とすれば③の一形態ということになる。)

繰り返しになるが, 生徒側からみた選択制科目は, この2-③, 2-④の2方式のみである。

なお, 中学校の選択制につき, 『学級』が『解体』されるような『選択教科』の概念を『個人選択』, 『学級』が解体されないような『選択制』の概念を『学校選択』と呼ぶことにしたい³⁾。しかし, 学習指導要領との関係でいえば, 後述のように, すべての選択教科は学校による選択を前提としているのであるし, 1950年代まで一部の中学校で行われたように, 英語と職業・家庭科を選ぶものをそれぞれ別の学級に編成した場合——いわゆるコース制——についていえばこの表現では説明できない。その意味でこの表現は誤解を生じやすいようにおもう。

3. 選択制の多様性——何を選択させるのか

(1) 教科・科目の選択

注意すべきは, 上に述べた選択制は, すべて教科あるいは科目を単位としてみた選択制だという点である。

何を「選択」するのかという点に注目すれば, 高校教育についてはこのほかに以下のような「選択」が行

われていることが, 現実にはいっそう重要である。

(2) コースの選択

高校普通科では, いくつかの教科, 科目をセットにした複数のコース(または類型)を設け, この中のひとつを生徒に選択させる方式がひろく行われている。普通科生徒にとっての選択制はコース選択制のことだと言って過言ではないくらいである。

(3) 学科の選択(その1)

複数の職業学科を置いている高校で, 第1学年の教育課程を統一して生徒を学科区分をせず一括募集し, 第2学年に進級する際に学科を選択させる方式。愛知県の東山工高で始められ, いくつかの県, 高校で実施されている。一括募集方式と通称されている。

(4) 学科の選択(その2)

上述の一括募集方式が選択制の一形態だといえばだちに気づくことだが, ふつうは, 生徒たちは, 中学校から高校に進学する際に学科を選択しているわけである。(いわゆる小学区制のもとでは学校選択の自由がないなどといわれるが, この場合でも通学区域は学科ごとに設定される——かつての京都府の公立高校がそうであった——から, 学科選択の余地は残されている。)

この学科選択は, 現代の選択制の最も重要な方式の一つである。

選択制のこのような存在形態に言及している辞(事)典が前述の『教育学大事典』をのぞくと極めて少ないので, 改めて注意を喚起しておきたい。

4. 選択制の存在意味——その必要性

小学校の教育課程には選択制の教科・科目は存在していない。全国的に共通の基礎学力を培うことを重視して教育課程(=教科構成)は全国的にただ一つに統一されているため, 選択制を導入する余地がない。

中学校では, 共通教養の形成を重視する観点から大部分を必修教科とし, ごく一部に選択制の余地をつくっている。

現行の中学校学習指導要領では, 周知のように, 英語を選択制の教科とし, その他に若干の教科を選択制としている。かりにのことが, 事実上ほとんど全員に履修させている外国語を必修とし, さらに, 現行のわずかな時間しかない選択制の教科をなくしてしまうことは不可能ではない。現に, そうすべきだという主張はかなり有力である。こういう考え方の余地があることは, 中学校教育については, 選択制をなくすることは不可能ではないことを示唆している。

高校教育では, 小・中学校とは違って, 普通科, 職

業学科などの学科の区分が存在するため、その教育課程をすべての高校に共通の部分と特定の学科にのみ必要な部分(=高校教育をトータルにみた場合の選択制の部分)とで構成することは——学科制度が存続する限り、不可欠の措置である。このため、高校では、中学校とは比較にならないくらい広範に選択制が実施されている。筆者はこのことについて何回かのべたことがある⁴⁾。しかし、教育学辞(事)典のこの項目の筆者たちは、ごく一部をのぞき不思議なほど、高校教育における選択制の存在の不可避性に言及せず、むしろその存在に疑問の余地がある中学校の選択制(のみ)を議論する傾向があるようにおもわれる。

5. 性のちがいによる履修内容の区別

(1) 技術・家庭科およびその前身教科

「必修教科・選択教科」という見出し項目の故に、技術・家庭科のように1教科内の学習領域単位で選択制が実施されている場合があることに、鈴木は言及しなかった。しかし技術・家庭科に採用されている学習領域単位の必修制・選択制については、これが性によって学習内容を区別する方式として利用されてきた経緯がある。以下では主としてこの点に注目しながら、前身教科にさかのぼってこの教科の学習領域別の必修制・選択制の変遷の概略を説明しておく⁵⁾。

なお、技術・家庭科及びその前身の職業・家庭科は、必修教科としての時間のほかに選択教科としての時間をも設けることができた。以下では、この教科の必修教科としての部分についてのみのべる。

1947～1949

職業科として発足した時期には、この教科に属する工業、農業、商業、水産、家庭のうちから1以上の科目を必修とした。どの科目を開講し、生徒にどう選択させるかは学校にまかされた。女子に家庭科を必修として履修させる学校があること、女子が家庭科を選択するであろうことは想像されていたが、学習指導要領自体は性により学習内容をちがえることを強要しなかった。実際には女子の全部が家庭科を履修していた(させられていた)ほか、今日想像する以上に男子も家庭科を履修していたことが知られている。

1950～1956

1949年12月9日の通達及び51年12月に刊行された『学習指導要領 職業・家庭科編』により、科目区分を廃止した職業・家庭科という単一教科となった。このため従来の各科目の内容を全面的に再編成し、男女に必修の部分と、選択制の部分とにより内容を構成した。選択制の部分の扱いが学校にまかされたことはい

うまでもない。単一教科として再編するについては、この学習指導要領の編集委員長であった海後宗臣が重要な役割を演じたと筆者は考えている。

1957～1961

『学習指導要領 職業・家庭科編 昭和32年度版』(1956年5月)により学習内容は大幅に再編されたが、学習内容を男女の必修の部分と選択制の部分とで構成する方式自体、したがって性による学習のちがいを学習指導要領が強要しないことは踏襲された。

1962～1971

1958年の学習指導要領により誕生した技術・家庭科は、「目標」が一つであるという点では単一教科であったが、学習内容を「男子向き」「女子向き」に截然と区別した。「女子向き」を担当するのは「家庭」の免許状をもつ教師、「男子向き」を担当するのは「技術」の免許状をもつ教師であり、「女子向き」が家庭科、「男子向き」が技術科であったといえる。

学習指導要領自体が、性により学習内容を違えることを強要したはじまりである。

1972～1980

1969年の学習指導要領改訂により学習内容(領域)の構成が部分的に変更されたが、学習内容を「男子向き」「女子向き」に区分する方式は踏襲された。

1981～

学習内容を従来のように「男子向き」「女子向き」に区分する方式を廃止し、前述したように再編成した。ごく一部を男女ともに学ばせる——相互乗入れと俗称される——方式がとられているが、学習内容を男女によりちがえるという方式の基本は踏襲されている。

1993?～

1989年の改訂では、学習領域を再編成し、うち2領域を男女に共通の必修制、他を選択制とすることになっている。選択制の部分の運用は学校にまかされることになる。1950年代の方式にもどるといえるわけである。

(2) 高校の家庭一般及びその前身科目

1948～1955

「家庭一般」の前身である「一般家庭」は、学習指導要領上は選択制であった。開講するかしないか、何単位開講するか、女子に必修とするかしないか、など運用はすべて学校にまかされたわけである。

1956～1962

1955年改訂の高校学習指導要領一般編は、「女子については、『家庭科』の4単位を履修させることが望ましい」と規定した。強制規定ではなく、また「家庭一般」と科目を指定したわけでもなかった。

必修制, 選択制について

1963～1972

1960年改訂の高校学習指導要領は、「家庭一般」必修化に踏み出したが、その位置づけは、学科により異なっていた。すなわち普通科では、女子について『家庭一般』4単位必修とし、「ただし、特別の事情のある場合には、2単位まで減ることができる」とし、職業学科については、「女子について『家庭一般』2ないし4単位を履修させることが望ましい」としていた。

1973～

1970年改訂の高校学習指導要領は、『家庭一般』は、すべての女子に履修させるものとし、その単位数は、4単位を下らないようにすることと規定した。女子にたいして「家庭一般」は絶対必修となったわけである。この方式は、その後の改訂でも継承されて今日に至っている。

1989?～

次回改訂では「家庭一般」女子必修方式は解体され、「家庭一般」「生活一般」「生活技術」のうち1科目を男女の別なく必修とすることが予定されている。

II. 中学校教育における選択制の概要

1. 選択教科の歴史の変遷

中学校における選択教科の種類やその時間数は、学習指導要領の改訂ごとに変わってきた。その詳細は先行研究にゆずるが、概要を整理すると表1の如くである。

2. 選択教科の存在構造

(1) 外国語

中学校の選択教科は、やや便宜的だが、外国語とそれ以外の教科とに分けて考えることができる。

表1 中学校の選択教科の教科の種類、授業時間数の変遷一覧

期 間	選 択 教 科 の 教 科	各教科の時間数	選択科目計
1947～1949年度	外国語, 職業, 自由研究	35～140	35～140
	習字 (第3学年のみ)	35	
1950～1961年度	外国語	140～210	選択教科の時間数の合計の枠なし
	職業・家庭	105～140	
	その他の教科(国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 図画工作, 保健体育, その他の教科)	35～210	
1962～1971年度	外国語 (第3学年, 深く学ぶもの)	105 175	105 以上
	農業, 工業, 商業, 水産, 家庭 中学校学習指導要領で定めるその他の教科 (職業)	70	
	数学 (第3学年のみ)	70	
	音楽, 美術	35	
1972～1980年度	外国語	105	140, 第3学年で外国語とそれ以外を組合せ履修させる場合 175
	農業, 工業, 商業, 水産, 家庭, 中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科	第1,2学年 35 第3学年 70	
1981年度～	外国語	105	第1,2学年 105 第3学年 140
	中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科	35	
	音楽, 美術, 保健体育, 技術・家庭	第3学年 35	

注：授業時間数は年間の時間数に揃えた。断りのない場合、第1,2,3学年とも同じ時間数の場合である。²⁾
隈部智雄による。

外国語の履修状況

I. 全く生徒の自由選択としている学校数

第1学年	36	(5.5)
2	39	(6.0)
3	31	(4.8)

II. 必修に準じてすべての生徒に履修させることにしている学校数

第1学年	523	(80.2)
2	392	(60.1)
3	257	(39.5)

III. 外国語と他の教科とを組み合わせ、生徒はそのいずれかを履修しなければならないとしている学校数

第1学年	14	(2.1)
2	188	(28.8)
3	311	(47.8)

IV. 上記のII、IIIを併用している学校数

第1学年	0
2	0
3	9

V. I～IVの計

	I	II	III	IV	計	総計	I～IV の比率	選択の時間 0の学校数
第1学年	36	523	14	0	573	652	(87.7)	2
2	39	392	188	0	619	652	(94.9)	2
3	31	257	311	9	603	650	(92.8)	5

外国語は、新制中学校発足以来今日に至るまで、学習指導要領の上では、一貫して選択制の教科として位置づけられている。もちろん、どの外国語にするかも選択制である。

外国語を選択する学校がどのくらいあったのか、その数はどの様に変ったのか。こうした点についての調査研究があるのかどうか、知らない。恐らく研究はあるのだろうし、教科書の需要数などから推測することもできる筈である。

ここではとりあえず、文部省初等中等教育局中等教育課『中学校教育課程調査集計』(1956年9月)に注目してみる。これは1956年5月26日現在で、全国の中学校中5%(661校)を抽出調査したものである*。有効回答数は652校(第3学年については650校)であった。これによると、外国語の履修状況は、上記の如くであった。

*ちなみに、この年の高校進学率全国平均は51.3%(男子55.0%,女子47.6%)であった。

これによると、1956年当時、中学校第1学年では1割以上、第2、第3学年でも1割前後の学校が外国語を履修させていなかったことがわかる。(この調査は

学校単位なので、それがどの位の生徒数であったかは不明)詳しくみれば外国語を必修としている学校数は第1学年について80%に達するが、第2学年では60%、第3学年では40%と急減している。他方、外国語と他の教科(大部分は職業・家庭であった)との組合せの中から履修させる学校——調査項目III——は、学年の進行にしたがって増加し、第3学年では半数近くになっていることが注目される。

外国語を全学年にわたって学んだ生徒は、今日想像する以上に少なかったのである。

今日では、外国語は、殆どすべての中学校で、全学年にわたって必修とされていると信じられている。多分そうなのであろう。いつ頃からそうなったのか、知りたいところである。

(2) 外国語以外の選択教科

外国語以外の選択教科がどの様に変遷し、その選択状況がどの様に変ったかについては、隈部智雄の詳細な研究があるので²⁾、ここでは省略する。

3. 中学校における選択制の存在意義

中学校の選択制の教科の存在意義については、学習

指導要領がそれを設けた企図, 教育現場においてそれが果たした役割などが時期によって異なるので, いくつかの時期にわけて検討する必要がある。しかしここでは, 数少ない先行研究に学び, いくつかの時期に注目しながら若干の論点を整理しておく。

(1) 創設期 (1947~1950)

新制中学校に適用すべき教育課程の基準は, 新学制の発足直前に, 文部省側とCIEとの折衝を通して作成された。この過程で選択制の教科が誕生したが, これについてはCIEの示唆によるところが大きかった⁶⁾。最初の『学習指導要領 一般編 (試案)』は, 選択制の時間を設けた趣旨を, 「児童青年の個性を, その赴くところに従って, のばして行こう」とするところにあると説明していた。

また文部省は, かなり長い時間をかけて作成した学校教育局編『新しい中学校の手引』(1949年2月)の中で, 選択制の趣旨を詳細に説明して次のようにのべていた。

「中学校はそれぞれの生徒の興味や適性や, 能力がどの方面に向いているかを見出し, 個人指導によってこれらの特徴を絶えず発達させて, 適切な成果が得られるようにしなければならない」そのために選択制を設けたが「こうした個性の保護並びに完成は, 個性が著しく分化し初める青年前期においては特に重要である」(p.32) 中学生は「発育の上からは過渡的な段階にあたっているのであるから, この学校は少年少女の要求に対して特別敏感な教育計画を実施してはならない。従って, 必修教科と共に選択教科が設けられて居らねばならないのである」(p.270)

ここにのべられたことは, この後, 選択制の原理の説明として注目され, (出典を明記するかどうかは別として) 諸書にひろく引用されている。

ところで, 1947年の学習指導要領は選択制について「どれを選ぶかは, 生徒の考えできめるのを本来とするが, 学校として生徒の希望を考慮してきめてもよい」とのべ, いわゆる学校選択を認めている。この点に注目した朴木佳緒留は, 「上述した選択制の趣旨からみれば, 学校選択はふさわしくないばかりか, 本質的なところで矛盾するとおもわれる。学校選択を認めたのは, 当時の物的条件の貧困の反映であった。」とのべている⁷⁾。この見解に筆者も基本的には同意する。しかし, すでに繰り返しのべたように, 選択制はいずれにせよ第一次的に学校が選択することによって成立するのであるから, ここでいう「学校選択」についてはもう少しいいない説明をくわえる必要があったよう

におもわれる。

この時期の選択教科の全国的な実施状況は限部により調べられているが, いわゆる学校選択, 個人選択の区分は明らかにされていない。

(2) 1950年代

1951年の『学習指導要領 一般編 (試案)』は, 一般的には(いわば総論としては)「選択教科は生徒の個人的必要を満たすよう考慮されているものであるから, 各学校では事情の許す限りこの目的を果たすように計画しなければならない。」とのべている(p.31)。しかし, 具体的な運用方法については, 次のようにのべている(p.95)。

中学校においては必修教科と選択教科とがある。

もちろん選択教科のうちどれをえらぶかは生徒の自由であるが, 生徒が選択する前に, 生徒や地域社会の必要に基いてどのような選択教科を学校が設けるのが適当であるかを定めなくてはならない。すなわち, 生徒の希望, さらには職員組織や学習に必要な施設, 地域社会の必要などを考慮して, それに基いて学校としての可能の範囲を定め, その範囲内においてできるだけ多くの組合せを設ける必要がある。わけても職業・家庭科の仕事の組合せについては特にこの考慮が必要であろう。

ここでは, 最初の学習指導要領とは違って, 「生徒が選択する前に」開設教科を定める学校の役割が重視されている。

この時期の選択教科の運用の実態の一端は, II-2-(1)に紹介した。1956年の外国語の扱いについてみれば, 生徒の選択にまかされているのは各学年とも5%程で, 学校として必修としているのは, 1学年80%, 2学年60%, 3学年40%であった。外国語と他教科(大部分は職業・家庭科)とをセットにして択一にしているのは, 1学年2%, 2学年約29%, 3学年約48%であった。あえて要約すれば, 1, 2学年では必修制が過半数を占めているが, 2, 3年と学年が進むにつれて, 職業・家庭科との2者択一方式をとる学校が増加し, それは3学年では半数近くになっている, ということである。

学習指導要領がそうするよう示唆していたわけではないが, ここに見られる高校進学率全国平均51%という時代の選択教科については, 進学・就職という生徒の進路を基軸にして, 低学年では学校選択による必修制が多く, 高学年になると2者択一方式で選ばせる, という運用実態が浮かびあがってくる。学校側が, 進路を決めさせ, 進路に応じて選ばせたにちがいないこの方式がいかに問題をはらむものであったかについて

は、日教組の教育研究全国集会での報告などに数々の証言があるが、ここでは省略しよう⁹⁾。いずれにせよ、1950年代の選択教科の運用実態は、生徒の個性に応じた選択といえるようなものではなかったといえよう。

(3) 1960年代

1958年に告示され1962年から全面实施された中学校学習指導要領は、外国語の他に工業、農業、商業、水産、家庭（のちさらに薬業）という選択教科を設け、数学の一部を選択制にしたうえで、「生徒について、その進路、特性等を十分に考慮し、それぞれの生徒に適した選択教科を選択させて履修させるように指導しなければならない」とのべていた。この方針を具体化するために文部省は、多数のコース制をとり得ることを示唆した通達を出すなどの行政指導を強めた。この背景に、中学校の課程を「普通課程に重点をおくものと、職業課程に重点をおくものとに分」けることをもとめた政令改正諮問委員会答申（51年11月16日）及びそれ以後の同旨の日経連等財界の要望があったことはいうまでもない。

58年学習指導要領の選択制は、個性に応じそれを伸長させるためのものではなく、進学・就職という進路、男子・女子という性に応じた選択をさせようとするものであった。そしてこの選択制の運用実態は、文部省の期待という点からみると、まことに惨めな失敗という結果になった。すなわち、学校選択による全学年にわたる英語の必修化が急速に進行した。進路・特性に応じたコース別選択制は教育現場では受け入れられず、激減したのである⁹⁾。

(4) 1970年代

1969年に改訂され72年から全面实施された学習指導要領は、選択制を実施する趣旨説明については、58年版のそれをほぼそのまま踏襲した。しかし、全学年にわたる英語必修化はいっそう進行し、外国語以外の教科を履修させる学校はいっそう減少した。

(5) 1980年代

1977年に改訂され、1981年から全面实施された中学校学習指導要領は、選択制の教科の構成を本稿の冒頭に引用した『現代教育学事典』の説明にあるように変えた。『学習指導要領』自体は選択制の教科をおく理由を説明せず、「生徒に1以上選択教科を履修させるものとするが、その際、生徒の進路、特性などを十分考慮し、それぞれの生徒に適した選択教科を履修させること」とのべるにとどまっている。

選択制教科の運用の実態についてみると、すでに事実上必修化していた英語を週4時間にしようとする現場の要求を厳しく抑圧してこれを週3時間とし、3学

年において音楽、美術、保健体育、技術・家庭の4教科を選択制の教科としても開講するよう行政指導が強く行われたことは周知のところである。その開講状況の実態については既に述べた。上記教科以外、つまり職業教育に関する教科を選択教科として開講した学校は、ゼロではなかったがゼロに等しい状況であった。

音、美、保体、技・家のいずれかを選択させるという現行の方式は、全国的にみても極めて僅かしかない音楽、美術、体育などの学科に進学しようとするごく一部の生徒を別とすれば、進路に応じた選択などではあり得なかった。実態調査に接していないので確信はできないが、現在の中学生の進路決定が遅いことから考え、就職希望者や工業に関する学科、家庭に関する学科への進学希望者が技術・家庭をより多く選択したともおもえない。とすると、現在の選択制教科は、必修化している外国語は別として、どの教科を開講するかという学校側の問題としても、どの教科を選ぶかという生徒側の問題としても、その選択の基準は恣意的にならざるを得ない。実際、現行の選択教科の運用は、英語3時間制をふくめて強権的な行政指導によってのみ存在しているとしかいようがない状況にあるといって過言ではない。（現在の大部分の学校では、開講した選択教科にたいしてそれぞれを希望する生徒数が著しく偏った場合に、その希望のすべてを満たす条件がないので、予め第二希望、第三希望を調べておき、ある場合には希望にそわない割当をせざるを得ない状況にある——このような場合は生徒は選択しているのではなく選択させられているのだ、と池上正道はのべている¹⁰⁾——ことを、つけくわえておくことも必要であろう。）こうした点からみて、現行の中学校の選択制の存在意義は、まことに奇怪なものだといわざるを得ない。

Ⅲ. 高校教育における選択制の概要

1. 高校教育課程の構成原理としての選択制

高校に多種多様な学科が存在することを前提とする限り、高校教育の多様性を保障するとともに統一性を確保するために、高校の教育課程においては、学習指導要領のレベルでみた必修制の教科・科目と選択制の教科・科目の存在は不可避である。たとえば1955年改訂の高校学習指導要領は、「青年に共通に必要なとされる最低限度の教養を確保するために」絶対必修制の教科・科目を定めると説明していた。

学習指導要領のレベルでの必修制の教科・科目とその単位数は、学習指導要領の改訂ごとに変ってきた。このいわゆる絶対必修の教科・科目とその単位数を、

すべての学科に共通に定めたときと学科別に多少違って定めたときとがある。全日制普通科についてみると次のよう変遷してきた。

改訂年次（実施年次）	単位数(カッコ内は女子)
1947 (1947～1950)	38
1951 (1951～1955)	38
1955 (1956～1962)	39～55
1960 (1963～1972)	59～68 (62～70)
1970 (1973～1981)	46 (50)
1978 (1982～)	30～34 (34～38)
1989 (? ～)	35～42

こうしていわゆる絶対必修の単位数は、1950年代後半から70年代にかけては50単位前後まで増加したが、現行学習指導要領では30～34（女子では34～38）単位に過ぎない。つまり高校教育では、つねに、学習指導要領レベルでみた選択制の教科・科目を30～40単位以上ふくんでいるわけである。

2. 高校教育課程の構成

高校の教育課程は、学習指導要領にいう必修、選択によって整理すると、以下のように構成されている。

(1) 普通科

普通科の教育課程は、A絶対必修の教科・科目、B普通教育に関する教科・科目のうちの選択制の科目、C選択制である専門教育に関する教科・科目、で構成される。学校教育法第41条の条理からみれば、すべての普通科の教育課程は $A+B+C$ であるべきものである。しかし学習指導要領はCを履修させることを必修としていない——ここに現代高校教育の最大の論点があると筆者は考えている¹⁾。

現実に $A+B+C$ の構成をとっているのはいわゆる就職コースのみであり、いわゆる進学コース（いわゆる進学校も同様）では $C=0$ 、つまり $A+B$ のみで教育課程を構成している*。（ただし女子は、 $A+B+「家庭一般」$ となっている。）

*進学校でも、まれに、Cを生徒からみた選択制の科目として開講している場合はある。

(2) 専門学科

専門学科（その大部分は職業教育に関する学科である）の教育課程は、A絶対必修の教科・科目、B'普通教育に関する教科・科目の中の選択制の科目、C'選択制である専門教育に関する教科・科目、で構成されている。専門学科では、生徒からみるとこのすべてが必修となっている場合が大部分である。専門学科の教育課程構成は、普通教育に関する教科・科目と専門教育に関する教科・科目とを併せ課しているので、学

校教育法第41条の趣旨にそっているわけである。

単位数でみれば、 $B+C=B'+C'$ となるのがふつうだが、C'をやや多めにとる学校が多いため、 $B+C<B'+C'$ となっている。つまり履修総単位数が普通科よりやや多めになっている学校が多い。

*専門科目の総単位数は、学校ごとに著しく異なる。1985年の工業系学科を例にとってみると、30単位から58単位まで分散している。しかし、40 (201), 41 (201), 42 (296), 43 (309), 44 (219) という単位をとる学科が多い（カッコ内は、その単位数を採用している学科の数¹¹⁾）。

$A+B'<C'$ としている学校は減多になく、すべての学科で、大部分は $A+B'>C'$ となっている。

(3) 学科ごとにみた高校教育課程の多様性

上述のように、普通科の教育課程の過半を占めるB、専門学科の教育課程の過半を占めるB'とC'は、そのいずれもが、学習指導要領が選択制とした多数の教科・科目のうちから学校が選び出す。そのため、普通科、専門学科のいずれをとっていても、同種の学科であってもその教育課程は非常に多様なものとなっている。

3. 生徒からみた高校教育課程の選択制

上述した教育課程の多様性は、学校が選択したものである。

生徒の側からみた選択制が、①高校進学の際の学科選択、②学校が開講しているコースの選択、③学校が開講している選択制の科目の選択、およびこの②と③の組合せ、でしかあり得ないことは前述した。

4. 高校における選択制の意義と問題

(1) 広義の選択制

上述の3種の選択制のうち①学科選択の問題は、教育制度として専攻を学科制度として分岐させることをどう考えているか、高校進学の際の学科選択の現実——多くは学力で振り分けている現実をどう考えるか、という観点から議論されることが多い。換言すれば、①が選択制の問題として検討されることは少ない。

教育現場で議論される選択制は、ふつう、上述の②及び③である。これを狭義の選択制とよび、①をふくめた選択制を広義の選択制とよぶことにしよう。

広義の選択制は、特に学科制度に関連した問題は、現代日本の中等教育制度あるいは現代日本の青年期教育制度の最も重要なテーマの一つである。しかし、①の問題は紙幅に余裕のない小稿で検討するにはあまりに大きな問題なので、ここでは、学科制度は社会的要請に対応して成立した旧制中等諸学校を単一の学校制

度として統一するという歴史的経過のなかで創出されたものであること、それはまた同時に個性の開花をめざす現代の青年期教育のあり方としても肯定的に位置づけられてきたものであったことを確認しておきたい。そして今日あっては、この学科制度は、学歴主義の風潮、能力主義教育政策の進展さらには金のかかる公費による職業教育はこれを切り捨て必要な者は私費負担で受ければよいという行革政策のなかで困難な問題をかかえてることを指摘するにとどめたい。

(2) 学校の学科制度と大学との接続関係

しかしながら、高校の学科制度は、大学との接続関係(アーティキュレーション)という点では、現実には大きな問題をはらんでいる。その学校を卒業すると大学入学資格が得られるという点に中等学校の最も重要な特質があるわけだから、このアーティキュレーションは無視し得ない問題点の一つである。

各学科の教育課程構成は、現実には、前記Ⅲ-2の分類でいえば、単位数でみるとB \gg B'となっている。これは、それぞれの学科設置の趣旨からいえば問題ない如くであるが、大学との接続関係(アーティキュレーション)という点からみると問題は多い。

第1に、大学入試の学力検査が、すべての学科の生徒が共通に学んでいるAの部分からだけでなく、Bの部分からも出題されている。B \gg B'となっているのだから、専門学科から進学しようとする者は、出題範囲を履修していない(高校では履修できない)範囲まで受験しなくてはならないのである。そうでなくても学習内容からみてハンディの大きい彼らにとって、これは決定的なハンディとなっている。

共通一次試験ではこのハンディを縮小するために若干の科目を職業教育科目で受験できるようにしていることは周知のところである。しかし、各大学が行なう二次試験で同様の措置をとっている大学は少ない。

第2に、かりに推薦入学あるいは努力して学力検査の難関を超えて入学してみると、大学側は、ほとんどの場合、高校でA+Bを履修してきたことを前提として、A+B', B' \ll Bという履修してきた学生がいることを顧慮しないで授業をすすめている。つまり、せっかく入学しても余程努力しない限り、第2外国語のように全く新規に学ぶ科目を別とすると、授業についていけないという問題が生ずる場合が少なくないのである。

(3) 狭義の選択制

狭義の選択制は、個々の学校・学科における教育課程編成そのものの問題である。新制高校の発足当初においては、青年期の教育をどう展開するのか、生徒の

希望、学習要求をどう保障するのかという観点から議論されることが多かった。とくに普通科ではそうであった。しかし1950年代後半とくに1956年の学習指導要領を契機として、進学、就職という生徒の進路を軸としていくつかのコース(類型ともよばれる)を開設し、この中からコースを選ばせる方式が推奨され、教育現場においても一般化した。今日では、7割程の高校がこのコース制を採用しているといわれている。

コース別選択制の難点の一つは、いったんあるコースを選択すると、途中で選び直しができない・あるいは困難なことである。専ら学習の効率性を追求する場合には2学年(極端な場合には1学年)からコース制をとるが、この難点を少しでも回避しようとする場合にはコース制を3学年に限ることになる。また、コース制を採用しながら、部分的に科目選択制をとり入れてこれを併用する学校もある(ふえている?)。こうしたくふうは、青年期の多様な学習要求に少しでも応えようとする努力の現われとして位置づけることができよう。

(4) 科目選択制の若干の問題

i) 科目選択制と教育価値

選択制を一般的に議論すると論点が拡散するおそれがあるので、ここでは典型的な選択制のひとつである科目選択制——複数の科目を平行して開講しそのうちからいくつかを選択させる方式——の若干の論点を吟味してみよう。

科目選択制については、一般にわが国では、「選ぶ」あるいは「選ばせる」こと自体の教育価値を重視し、これを青年期における個性の伸長ないしその可能性と結びつけて肯定的に評価する傾向が強いようにおもわれる。しかし他方で、科目選択制においては、選びとるある科目の内容の、選ばなかった他の科目の内容との関係でみた教育価値が問題とならざるを得ない。

現行の高校の理科を例にとってみよう。

全校生徒900名前後の普通の規模の普通科では、絶対必修となっている理科Iのほか、物理、化学、生物、地学(標準単位数はいずれも4単位)のうちから2科目選ばせている。(4科目全部を履修させることは不可能ではないが、そうすると他の教科を犠牲?にすることになる。)学習指導要領は、これら4科目の間になんらの軽重もつけていない。その限りで、どの科目を選ぶかは全く自由である。この種の選択制を自由選択制などと通称することがある所以である。(実際には、進学を希望する大学の学部・学科との関係で選択し、あるいは選択させられることが少なくない。これについては後述する。)

このような場合、物理、化学、生物、地学の教育価値（学習価値と言い換えてもよい）はそれぞれ等価値であることを仮定している、ということができよう。同様のことは、他の教科（たとえば社会、数学、芸術）に属している科目における選択制についても指摘することができる。ところで、これがどのような意味で等価値なのかについては新制高校発足にあたってこの制度が新たに採用された時期に若干の議論があったが、その後、このシステムが定着してしまっただけか教育学上の問題として議論されることは少なかったようにおもわれる。

ii) 科目自由選択制と大学との接続関係

上述した科目自由選択制に対して早くから疑問を投げかけ、問題を提起したのは大学側であった。

代表的事例で論点をしめせば、いわゆる数物系の学部・学科が早くから物理、化学での受験を強く要求したことがそれである¹⁹⁾。東京工業大学を皮切りに、いくつかの大学の工学部は、大学入試において、物理、化学のみを出題して両方を受験させたり、2科目のうち1科目は必ず物理を選ばせるというかたちで、その要求を露骨に表明した。極端な例だが、法令上そのようなことをすることは認められていないと文部省が説明していたにもかかわらず、高校で、物理、化学を履修してくることを要求する学部さえ現れた*。文系学部ではこの種の事例は少ないが、それでも、「世界史」で受験するよう指定した大学、学部のあったことが知られている¹⁹⁾。

* 1960年に改訂された高校学習指導要領が普通科について物理A(3)又は物理B(5)、化学A(3)又は化学B(4)、(特別な場合は3)、地学(2)の4科目を必修としたのは、大学側の要求にそう意味をもっていたといえることができる。共通第一次試験の導入後、二次試験の学力検査科目について大学側の要求がより強く表明されるようになったことはよく知られている。さらに、近く導入されることになっている大学入試センター試験はいわゆるアラカルト方式を認めているが、これは第一次試験においてさえ受験科目指定を認めたものであることに留意しておこう。

これらの事実は、一部の大学が、大学での教育計画との関連において、高校が採用している科目選択制に対して異議を申し立て、科目選択において選択されるそれぞれの教育価値を等しくみていないことをしめしている。

中等学校における科目選択制（教科間にまたがる選択制でも同じ）の導入が大学側の要求との間で矛盾と

困難をはらむものであり議論を呼んだことは、いちはやくこの方式を導入したアメリカではよく知られている¹⁹⁾。筆者の知見が狭いためか、わが国ではこの種の議論はあまり深められていないようにおもわれる。

(5) 習熟度別学級編成

現行の高校学習指導要領の特徴の一つは、普通教育に関する科目の単位数をこれまでのように特定せずに標準単位をしめすにとどめ、学校が開設する各科目の単位数に幅をもたせたことである*。同時にこの学習指導要領は、いわゆる習熟度別学級編成を推奨した。このために、たとえば「数学I」の単位数が学校によって異なるだけでなく、同じ学校のなかでも、4単位数のほかに、生徒の「習熟度」を考慮して5単位数あるいは6単位の科目を（併行して）開設することが可能となった。大学とちがっていわゆる空き時間を作るわけにはいかないから時間割編成には大きな困難があるが、高校の教育課程編成にいちだんと弾力性が与えられた意味は大きい。

* これまでも、普通教育に関する科目につき単位数に幅をもたせたことが全くなかったわけではない。1956年改訂の学習指導要領では、社会及び理科に属する各科目の単位数を3～5単位としていた。ただしこの場合の単位数の違いは、現行方式とは違って、学習量（履修する内容の量）の違いでもあった。

この標準単位方式、習熟度別学級編成についての評価は、今日なお一定していないようにおもわれる。一方に、教育課程編成を大きく弾力化し、生徒の学力分布の多様さに対応して授業できるようになったことを高く評価する意見がある。実際、極度に「低学力」の生徒が多い学校では単位数に幅をもたせ得るようになった意味は大きいといわれる。しかし他方に、同じ学校、同じ学年の生徒を「習熟度」の名にかりて「能力別」に学級編成することは、教育の場に差別を持ち込むことになるという意見も少なくない。実際問題として、同じ単位数で「習熟度別」学級を併行展開する方式なら時間割編成は比較的容易であろうが、単位数を違えると波及することが大きいからコース別にせざるを得ないという問題がある。まして、「習熟度」の低い学級にベテラン教師を配するならともかく、大学進学率（＝合格率）の向上という効率の観点からその逆の方式をとったりすると、露骨な差別扱いだといわれてもやむを得ない状況が現出する。

しかし、由来学力別学級編成を忌避する傾向が根強いといわれるわが国教育界のなかで、高校における普通教育科目の単位数の多様性、「習熟度別学級」はと

にも確実にひろまっている。このことをどう評価するのかを、現代教育学は改めて問われている。

おわりに

現代の代表的な教育学事(辞)典における選択制に関する説明の不十分さに気づいた。そこで、本稿では、その不十分さの主要な原因が、学習指導要領でいう「選択制」の教科・科目の現実の学校における存在形態に着目しなかったことにあることを解明するとともに、現代日本の教育における必修制と選択制の多様な存在様式の概略をのべ、あわせてその若干の特徴と問題点を解明してみた。解説には多くの紙幅をさいたが、選びながら発達するという青年期の特質にかんがみ、選択制がもつ可能性、選択制の教科・科目がもたらす学校間の接続関係の問題などについては、分析が不十分であったことを認めざるを得ない。それは、本稿が、各教科・科目の内容の問題には全く立ち入らなかったためである。

*必修制・選択制の歴史的な存在様式は極めて多様であり、本稿でのべたのは文字通りその概略に過ぎない。1947年の学習指導要領で中学校、高校に設けられた「自由研究」は、学習指導要領のうえで選択制であり、これを開設するか・しないかが学校にまかされたことは勿論だが、どう運用するかのすべても学校、そして教師(および生徒)の選択にまかされた科目(現在でいえば教科)であった。いわば選択制の趣旨を最もよく体現していたこの注目すべき科目は、短命でかつその後種類がないのだが、今日改めて見直す価値のある方式であるようにおもわれる。(なお、「自由研究」は小学校にも設けられたが、これは学習指導要領のうえでは必修であった。)

他方高校教育を例にとると、必修制の教科・科目やその単位数などが学習指導要領の改訂ごとに変わってきたことやその意味については、ほとんど言及できなかった。そのために、高校教育40年の歴史のなかで1960年改訂の学習指導要領だけが外国語を必修制にしたというようなことにもふれることができなかつた。

教育課程編成上の必修制教科・科目と選択制教科・科目の位置づけや意義については、学習指導要領のレベルでの問題と、個々の学校でそれを運用するレベルでの問題とを、区別して検討し分析する必要がある、というのが本稿の一つの結論である。学習指導要領レベルの問題は、中学校あるいは高校という学校制度を成立せしめた歴史的諸条件、科学・文化の進展の状

況、時の政治・経済の政策動向に規定される教育政策等に強く規定されるが、総じていえば主要には中等教育政策あるいは青年期教育政策の課題であり問題である。個々の学校における運用レベルの問題は、学校間の(とくに教育課程上の)接続関係の実態にも関連した生徒の進路の実情、その学校がおかれている教育諸条件に強く制定されてはいるが、主要には、青年期の個性の伸長・開花をめざす教育実践上の課題である。必修制・選択制については、こうした区別と関連のもとに研究することがもとめられているのである。

視野を転じてみると、必修、選択の問題は、現代日本ではかなり小型の教育学辞典(たとえば『岩波小辞典・教育』)でもとりあげている。しかし第二次大戦前においては、かなり大きな教育学辞典(たとえば岩波の『教育学辞典』)でも必修、選択に関する項目は見られなかった。必修制、選択制に関する問題が戦前になかったのではない。しかしそれは、小学校高等科、中学校等々の種別化されたそれぞれの学校の教育課程(学科課程)のなかでは、小さな問題でしかありえなかつた。青年期教育の教育課程における必修教科、選択教科という問題は、中等程度の諸学校の制度的な種別化というより大きな枠組みのなかに埋没していたために、問題として表面化しなかつた(自覚化されなかつた)とみることができよう。換言すれば、現代中等教育の教育課程上の必修制、選択制の問題は、戦前にあっては主要には青年期教育(制度)の差別的分岐の問題として現われていたのであり、そこでは、現代における必修制、選択制のあり方の問題は青年期教育(制度)をどう統一するかという課題として問われていたわけである。

このように考えると、わが国現代の中等教育の教育課程上の必修制、選択制の問題は、主要には中等教育制度、青年期教育の制度が中学校一高等学校というかたちで単一化されたために生じたのであり、それは、すぐれて現代的な問題であり課題だということができる。

「社会的要請」の名のもとに行なわれていた学校の種別化の一部は今日の高校の学科制度のかたちでなお存続している。この学科制度を容認しながら、全体としての高校教育の統一性を確保するために学習指導要領上の必修制、選択制の教科が設けられていることは本文にのべた如くである。とりあえず高校についていえば、高校教育として最低限要求される共通必修の教科・科目を土台として据えながら、理念上は、進学の際の学科選択はもちろんのこと、入学後の教科、科目の履修については、生徒の自主的な選択を尊重するこ

と、その自由を可能ならしめるための教育条件を整備すること、生徒自身が自由で意義ある選択ができるよう指導体制を確立すること、などが戦後中等教育の教育課程に関する最も重要な課題となっている感を深くする。学習指導要領レベルの問題、学校レベルの問題のいずれにおいても、必修・選択制を組み立てるには、それぞれの教科・科目を現代の青年期教育、中等教育の教育課程上にどう位置づけるかという本質的な問題が問われる。他方生徒の自主的選択という点に注目してみると、選択制の教科・科目に対する彼らの選択が、社会なり現代の文化情況なりを想定して用意するものと予定調和的に対応することは一般的にはあり得ず、むしろそこには矛盾が不可避であるとみるべきであろう。一定の矛盾の存在を前提してしか存立し得ないところに、必修・選択制の難題があるわけであり、それはとりもなおさず現代の青年期教育の難題である。戦後40年のわが国中等教育の歴史がこの難題にどう対処してきたのか、が改めて問われている。

このような観点に立ってみると、改めて選択制に関する実証的研究のおくれを痛感せざるを得なかった。この弱点は本稿にも反映している。

本稿では、今次の学習指導要領改訂によってもたらされる選択制の大幅な拡大がふくむ意味とその問題性については、全く言及しなかった。その意味で本稿は、今次の学習指導要領改訂が企図している選択制拡大の意味を検討し分析するための一つの基礎作業に過ぎない。

〔注〕

- 1) たとえば、太田政男「中等教育課程における『多様化』と『生き方の指導』」、『教育』第38巻第3号(通巻第492号)、1988年2月増刊。
- 2) 中学校における選択制教科の運用の概況については、隈部智雄「戦後中学校の選択教科をめぐる制度の歴史の概要」、日本教育学会教育制度研究委員会『教育制度研究委員会報告』第5集、1988年3月、

を参照。

- 3) 池上正道「中学校選択教科・時間数の拡大」、国民教育研究所編『新教育課程読本』1988年7月、労働旬報社、p.40。
- 4) ここではさしあたり、拙者『高校教育論』(1976、大月書店。)の「第6章高校の教育課程の構成について」、拙稿「高校教育における選択制と生徒の学習権」、日本教育法学会編『子供の権利と教育法』(1980、有斐閣)をあげておく。
- 5) この項の記述は、主として横山悦生「女子専用教科から男女に開かれた教科へ——中学校の教育課程における家庭科の位置をめぐる研究ノート」、『岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)』第37巻、1989年、よっている。
- 6) 朴木佳緒留「新制中学校における選択制の成立」、日本教育学会教育制度研究委員会編、前掲書。
- 7) 朴木、同上、p.125。
- 8) 卒業生の6割が就職するという東京の下町の中学校における1956年のコース分けの実態についての証言がある。茂木延夫「選択制に対する反省と今後の方針」、『技術教育』1961年1月号。
- 9) 実態については、隈部、前掲論文を参照。
- 10) 池上、前掲論文、p.47。
- 11) 「職業学科における教育課程編成状況」、『産業教育』1986年1月号。
- 12) 拙稿「大学入試の歴史(第19回)学力検査科目をめぐる確執(2)」、『大学進学研究』第10巻第4号(通巻第58号)、1988年11月。
- 13) 高校において物理、化学を履修してくることを要求したことがあるのは山梨大学工学部、世界史を受験するよう要求したことがあるのは京都大学文学部である。拙稿「大学入試の歴史(第21回)学力検査科目をめぐる確執(4)」、『大学進学研究』第10巻第6号(通巻第60号)、1989年3月を参照。
- 14) 市村尚久『アメリカ六・三制の成立過程』1987年、早稲田大学出版部、p.148-153。

Required System and Elective System of School Subjects in Contemporary Japanese School

Susumu SASAKI*

A purpose of this study is to make it clear that previous studies have not clarified the meaning and function of elective subjects in school program. Another purpose is to show the various form of elective and required subjects and to clarify the characteristics and discuss the problems of this system.

The Contents are as follows.

1. Required and Elective System — prescription of the course of study (issued by Minister of Education) and its actualities

The course of study (COS) prescribes three forms of required subjects according to the category of students, e.g. programs they follow, their sexes. They are ; a) subjects required for all students, b) subjects required for students in particular departments in upper secondary school (USS), c) subjects required for sex, e.g. General Home Economics for girls in USS. Some subjects, Music, Fine Art, Physical education and Health, and Industrial Arts and Home Economics in lower secondary school (LSS), have both of elective and required division. It is not students but school that determine the subjects students would take among the elective subjects listed in COS. Schools can arrange four ways of taking these elective subjects, a) to prescribe these subjects as required for students in the same school, b) to prescribe them as required for some students in the same department in a certain USSs, c) to make or allow students to elect one or more subjects among a group of subjects offered by schools. Some subjects have options of elective fields, although there are required subjects. For example, Industrial Arts and Home Economics in LSS. Schools prescribe the field students should follow according to sexes.

2. Elective System in LSS

Foreign Language has been elective subject since establishment of LSS in the postwar educational reform. Between 1974 and 1950, election by school was permitted, but choice of students was respected. In 1950's, role of schools is to decide subjects offered became larger. COS issued in 1958 and 1969 emphasize election according to students' abilities, aptitudes, further schooling, career and sex, not respecting their individualities. COS issued in 1977 requested schools to offer option of Music, Fine Art, Physical education and Health, Industrial Arts and Home Economics, addition to Foreign Language in 9th grade.

3. Elective System in USS

There are three types of elective systems from standpoint of students, e.g. a) make choice of department at the entrance of USS, b) election of course (college preparatory, terminal ect.), c) students' own election among subjects offered as elective ones offered by school.

There are somewhat complicated problems concerning articulation with universities and colleges. For example, it is pretty difficult for students in vocational programs, e.g. technical, commercial, agricultural to pass the entrance examination of higher institutions of learning.

After COS issued in 1956, the trend of making "course", e.g. "college preparatory", "terminal" in general department of USS, has become apparent. And 70% of USSs are adopting such a system.

4. Conclusion

It is necessary to make distinction between systems prescribed by COS and their actuality in each school, when we discuss the meaning, function and place of required and elective subject in school program.

Having failed to take an account of this point, previous studies could not define the elective system properly. Many previous studies define that principal characteristics of elective system is to give students possibility of choice subjects. They miss the important fact that possibility of students' own choices in much restricted in each school.

*Professor, School of Education, Nagoya University.